# 平成27年度 運用報告書

退職等年金給付組合積立金



# 目次

第1部 公立学校共済組																													
1. 地方公務員共済組合 2. 被用者年金一元化後	制度																												2
2. 被用者年金一元化後	の積立	金の	)運	用																									3
3 退職等年金給付組合	精立金	の運	田	に関	目す	る	太規	(約)	なま	<b>₹</b> ₹	方																		4
4. 基本ポートフォリオ			•	•			<u> </u>																						5
4. 基本ポートフォリオ 5. リスク管理																													5
<ul><li>6. 組合の組織体制</li><li>(1)組織</li><li>(2)運営機構</li></ul>																													6
(2)運営機構																													6
(3)内部統制																													7
(4)資産運用検討委員																													
(5)資産運用検討会議																												. 1	C
第2部 平成27年度の運																													
				•		•		•	•		•	•	•	 •	•	 •		•	•	 •	•	 ٠				•	•	• 1	1
2. 資産全体																													_
(1)資産の構成割合 (2)運用実績																													
① 運用利回り																												٠ 1	3
② 運用収入の額																													
③ 資産額																													
<ul><li>④ 文/L 版</li><li>④ 運用手数料</li></ul>																												. 1	5
3. リスク管理の状況				•																									
その他【用語解説】																												. 1	7

### 第1部 公立学校共済組合について

#### 1. 地方公務員共済組合制度

地方公務員共済組合制度は、地方公務員の相互救済を目的とし、地方公務員とその家族を対象に長期給付事業、短期給付事業や福祉事業 を総合的に行う制度として昭和37年12月に発足しました。

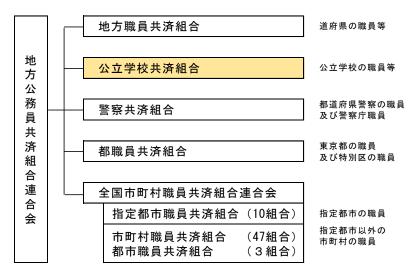
公立学校共済組合(以下「組合」という。)は、地方公務員等共済組合法に基づき、昭和37年12月1日に設立されています。

#### 〇 地方公務員法第43条

「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して 適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」

〇 地方公務員等共済組合法第1条

「この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若 しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して 必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目 的とし、あわせて地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。」



※ 地方公務員共済組合連合会は、地方公務員の年金制度の健全な運営を維持していくため、 年金の財政単位を一元化し、年金財政基盤の安定化を図るとともに、共済組合の長期給付に 係る業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として設立されています。

#### 2. 被用者年金一元化後の積立金の運用

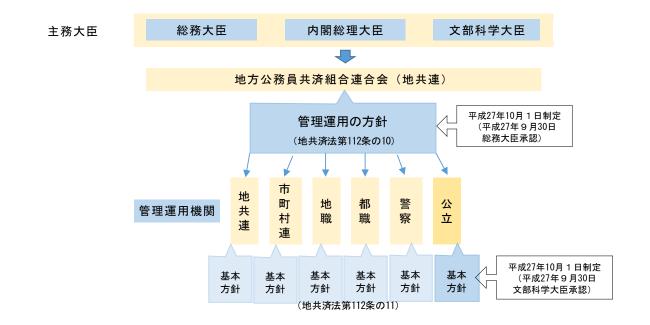
#### (1)被用者年金一元化

被用者年金一元化により地方公務員も厚生年金保険に加入することになりますが、年金額の決定や給付に係る事務、組合員に関する記録管理や保険料の決定・徴収等の事務は、引き続き効率性の観点から共済組合において行います。

また、積立金の管理及び運用についても、保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、引き続き共済組合が行うこととしています。

#### (2)被用者年金一元化後の積立金運用の仕組み

平成27年10月からは、退職等年金給付組合積立金(年金払い退職給付の新3階部分)の管理及び運用については、地方公務員共済組合連合会(以下「地共連」という。)が定める「管理運用の方針」に基づいて、「基本方針」を定めることとされています。 これを踏まえ、平成27年10月1日に「退職等年金給付組合積立金に関する基本方針」を定めました。



#### 3. 退職等年金給付組合積立金の運用に関する基本的な考え方

基本的な方針として、退職等年金給付組合積立金の運用は、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行うこととしています。

また、必要となる積立金の運用利回り(予定利率(地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第28条第5項に規定する予定利率をいう。)とする。)を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理することとしています。

#### 【当組合の退職等年金給付組合積立金に関する基本方針(抜粋)】

#### 1. 基本的な方針

退職等年金給付組合積立金の運用については、<u>国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の特性を</u> 踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、退職等年金給付組合積立金の管理 及び運用を行う。

#### 2. 運用の目標

キャッシュバランス型年金という特性を有する退職等年金給付組合積立金の運用は、<u>必要となる積立金の運用利回り(予定利率(地</u>方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第28条第5項に規定する予定利率をいう。)とする。)を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

#### 4. 基本ポートフォリオ

	国内債券
資産構成割合	100%

基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定します。

なお、組合の基本ポートフォリオは、地共連が策定する「退職等年金給付調整積立金に関する管理運用の方針」で規定される基本ポートフォリオの資産構成割合で設定することとされています。

- ア 退職等年金給付における積立金の運用については、10年国債に係る新規応募者平均利回りを基に運用の見通しを考慮して基準利率を設定することとなるため、実際の運用利回りが基準利率を基に決定される運用の目標を下回る可能性は低くなる保守的な制度設計となっています。また、制度発足当初は積立金が存在しない状態から始まることから、当面は基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券のみとしています。
- イ 平成27年10月から平成28年9月までの基準利率は0.48%です。

#### 5. リスク管理

(1) リスク管理に関する基本的な考え方

組合は、積立金の運用について、長期的な観点から安全かつ効率的に行い、また、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資することを基本とし、基本ポートフォリオを策定してそれに基づき行うこととしています。これらを踏まえて、積立金の運用に関するリスク管理を適切に行います。

(2) リスク管理の方法

退職等年金給付組合積立金については、国内債券100%で運用を実施しています。

(ただし、年金給付等への対応のため必要な限度で、短期資産を保有することができることとします。)

#### 6. 組合の組織体制

(1) 組織

組合は、地方公務員等共済組合法に基づいて設立された法人で、医療、年金及び福祉事業を総合的に行っており、公立学校の教職員をはじめ都道府県教育委員会に所属する職員などにより組織されています。

(2) 運営機構

組合は、執行機関、諮問機関、監査機関、補助機関である事務局によって運営されています。

① 執行機関

組合には、役員として理事長及び理事が置かれています。

文部科学大臣の監督の下に、理事長が管理運営に当たり、9人以内の理事(現在は常勤3人・非常勤5人)がこれを補佐しています。 理事長は、文部科学大臣によって任命され、組合を代表し、その業務を執行することとされています。理事は、理事長の定めるとこ ろにより理事長を補佐し、組合の業務を執行するものとされ、その任命は文部科学大臣の認可を受けて、理事長が行うこととされてい ます。(常勤理事のうち1人が財務部担当理事です。)

② 諮問機関

組合に理事長の諮問機関として運営審議会が置かれています。

運営審議会は、委員16人で構成され、委員は、組合の組合員で組合の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者のうちから文部科学大臣が任命しています。

なお、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならないとされています。

③ 監査機関

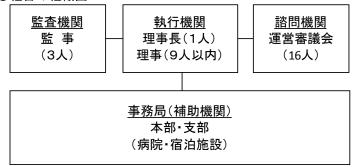
組合には、その業務執行の適正を確保するために監事3人(常勤1人・非常勤2人)が置かれています。 監事は、文部科学大臣が任命し、組合の業務を監査することを職務としています。

④ 事務局(補助機関)

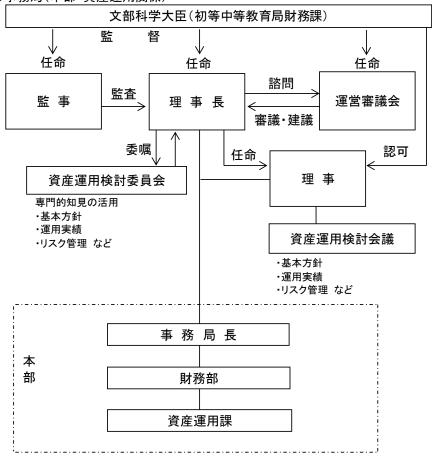
積立金の管理及び運用は、本部財務部の資産運用課の所掌です。

#### 《運営機構図》

#### 〇組合の組織図



#### 〇事務局(本部・資産運用関係)



#### (3) 内部統制

組合は、積立金の管理及び運用に係る専門的な事項については、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する者で構成する資産運用検討委員会を設置して、専門的な知見を活用することとしています。また、組合内部の検討機関として資産運用検討会議を設置して、資産の安全かつ効率的な管理及び運用を図り、必要に応じて資産運用の状況の点検及び改善策の検討を行うこととしています。組合は、積立金の管理及び運用実績の状況等について、四半期ごとにホームページ等を活用して公表するとともに、運営審議会及び資産運用検討委員会に報告を行うこととしています。

#### (4) 資産運用検討委員会

① 組合には、資産の安全かつ効率的な運用を図り、必要に応じ資産運用の点検及び改善等の提言を行うため、資産運用検討委員会(以下「委員会」という。)が設置されています。委員会は、経済、金融、資産運用等の学識経験又は実務経験を有する者4名で構成されています。

退職等年金給付組合積立金に関する基本方針では、以下のア及びイの事項は委員会の審議を経ること、ウ及びエの事項は適時に委員会に報告すること、としています。

- ア 基本方針の策定及び変更(基本ポートフォリオの設定及び見直しを含む。)
- イ リスク管理の実施方針の策定及び変更
- ウ 運用実績の状況
- エ リスク管理の状況
- ② 委員名簿(平成28年3月末時点)
  - 〇 井堀利宏 政策研究大学院大学教授

俊野雅司 早稲田大学商学学術院非常勤講師

野上憲一社会保障審議会年金数理部会委員

- ◎ 米澤康博 早稲田大学大学院経営管理研究科教授
- ※ 50音順、敬称略。◎は委員長、○は委員長代理

# ③ 委員会の開催状況

	開催日	主な内容
第 5 回	平成27年6月5日	平成27年10月(被用者年金制度一元化)以後の新基本ポートフォリオ案及び 移行計画について     「コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン」の一部 改正について     平成26年度の運用実績について     リスク管理体制の整備について     運用受託者の公募実施について
第6回	平成27年9月4日	平成27年10月以降の積立金に関する基本方針について     積立金の運用に関するリスク管理の実施方針について     基本方針の制定に伴う関連諸規程の整備について     平成27年度下期運用計画について     平成27年度第1四半期運用実績について     ポートフォリオのリスク状況について
第7回	平成27年11月12日	自家運用における取引金融機関の選定及び管理の基準の制定について     委託運用における受託機関の選定並びに評価及び委託金額の変更等に関する 基準等の制定について     委託運用における運用受託機関の見直しについて     平成27年度下期運用計画について     平成27年度第2四半期運用実績について     ポートフォリオのリスク状況について
第8回	平成28年2月17日	<ul> <li>平成27年度第4四半期運用計画について</li> <li>平成28年度運用計画について</li> <li>平成27年度第3四半期運用実績について</li> <li>ポートフォリオのリスク状況について</li> <li>スチュワードシップ活動の状況について</li> </ul>

- (5) 資産運用検討会議
- ① 資産運用検討会議(以下「検討会議」という。)は、資産の安全かつ効率的な管理及び運用を図り、必要に応じて資産運用の状況の点 検及び改善策の検討を行うための組合内部の機関です。
- ② 検討事項は以下の6項目です。
  - ア 運用基本方針に関する事項
  - イ 運用計画に関する事項
  - ウ リスク管理に関する事項
  - エ 運用機関の選定及び評価に関する事項
  - オ 委員会に諮るべき事項
  - カ その他、資産運用に関する事項
- ③ 検討会議の構成員は以下の者です。
  - 理事長
  - 財務部担当理事
  - 事務局長
  - 財務部長
  - 資産運用課長

その他、資産運用について知識経験を有する役員及び管理職以上の職員のうち理事長が指定する者、外部の学識経験者を参加させることができます。

④ 検討会議の開催状況

検討会議は、資産運用検討委員会に先立ち開催しています。

平成27年度は、5月27日、8月26日、11月4日、平成28年2月9日の計4回の開催となっています。

# 第2部 平成27年度の運用状況

1. 市場環境(平成27年度通期)

### 【国内債券市場】

10年国債利回りは、上期には、欧米金利が上昇したことや、日銀の追加金融緩和期待が後退したことから上昇する局面もありましたが、資源価格の下落や人民元の切下げなどを受けた投資家心理の悪化などを背景とした世界的な株安から低下(債券価格は上昇)基調で推移しました。下期には、中国株式や資源価格の下落などにより再び世界的な株安や安全資産とされる円が買われたことで円高が進展したことに加え、日銀がマイナス金利政策を導入したことにより大幅に利回りは低下(債券価格は上昇)しました。

#### 〇参考指標

		H27年3月末	6月末	9月末	12月末	H28年3月末
国内債券 10年国債利回り	(%)	0.41	0.47	0.36	0.27	-0.03



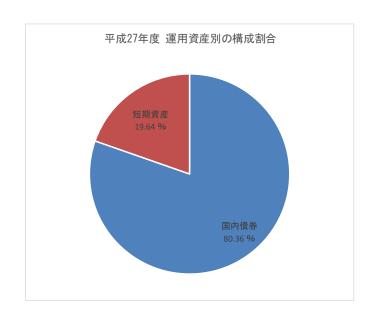
### 2. 資産全体

### (1) 資産の構成割合

(単位:億円、%)

	平成 2 つ	7 年度末
	資産額	構成割合
国内债券	360	80. 36
短期資産	88	19. 64
슴計	448	100.00

- (注1) 基本ポートフォリオは、国内債券100%(±0%)です。
- (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。



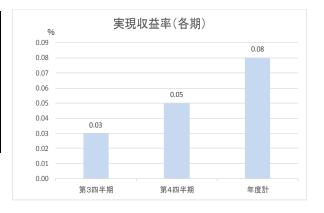
### (2) 運用実績

- ① 運用利回り
  - 平成27年度下半期の実現収益率は 0.08%となりました。
  - 退職等年金給付組合積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(単位:%) 平成27年度 年度計 第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期 実現収益率 0.03 0.05 0.08 0.11 0.07 0.14 国内债券 短期資産 0.00 0.01 0.01

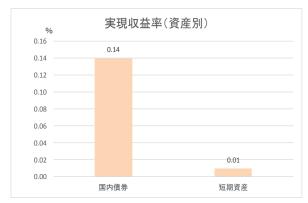
(注1)「第3四半期」・「第4四半期」は期間率です。また、「年度計」は平成27年度下半期の期間率です。

(注2) 収益率は、運用手数料控除後のものです。



(参考) (単位:%)

			平成27年度		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
修正総合収益率			0. 20	2. 77	3. 82



### ② 運用収入の額

- 平成27年度下半期の実現収益額は 2,400万円となりました。
- 退職等年金給付組合積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(単位:百万円)

			平成27年度		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
実現収益額			5	18	24
国内债券			5	18	23
短期資産			0	1	1

- (注1)「年度計」は平成27年度下半期の収益額です。
- (注2) 収益額は、運用手数料控除後のものです。
- (注3) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

 実現収益額(各期)

 15

 10

 5

 5

 6

 9

 10

 5

 6

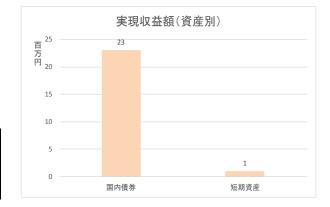
 第3四半期

 第4四半期

 年度計



			平成27年度		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
総合収益額			31	1, 033	1, 064



# ③ 資産額

(単位:億円)

						平成 2	7 年度					
	3	第1四半期末	₹	4	第2四半期末	₹	Qu's	第3四半期末			年度末	
	簿価	時価	評価 損益	簿価	時価	評価 損益	簿価	時価	評価 損益	簿価	時価	評価 損益
国内債券							90	90	0	360	370	10
短期資産							204	204	0	88	88	0
合計							294	294	0	448	458	10

(注1)上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

# ④ 運用手数料

(単位:億円、%)

		平成2	7年度	
	上当	<b>半期</b>	下=	Ľ期
	委託手数料	委託手数料率	委託手数料	委託手数料率
国内債券			0	0

#### 3. リスク管理の状況

(1) 退職等年金給付組合積立金における自家運用

キャッシュバランス型年金の特性を踏まえ、国内債券での運用を基本とし、地方公共団体金融機構債による運用を実施いたしました。

(2) 基本ポートフォリオからの乖離幅

組合では、運用資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離幅を管理しています。

### [運用資産全体]

	資産構成割合	基本ポートフォリオ	乖離幅
国内債券	80. 4%	100.0%	-19.6%
短期資産	19. 6%		

(注)上記の基本ポートフォリオは、被用者年金一元化に伴う平成27年10月から適用の計数です。

#### [平成27年度末デュレーション]

	国内債券
デュレーション(年)	14. 01

### その他【用語解説(50音順)】

〇 実現収益率

運用成果を測定する尺度の1つです。売買損益及び利息・配当金収入等の実現収益額を元本(簿価)平均残高で除した元本(簿価)ベースの比率です。

〇 修正総合収益率

運用成果を測定する尺度の1つです。実現収益額に資産の時価評価による評価損益増減を加え、時価に基づく収益を把握し、それを元本 平均残高に前期末未収収益と前期末評価損益を加えたもので除した時価ベースの比率です。算出が比較的容易なことから、運用の効率性を 表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標として用いられます。

(計算式)

修正総合収益率= { 売買損益+利息·配当金収入+未収収益増減(当期末未収収益-前期末未収収益) +評価損益増減(当期末評価損益-前期末評価損益)} / (元本平均残高+前期末未収収益+前期末評価損益)

〇 総合収益額

実現収益額に資産の時価評価による評価損益を加味することにより、時価に基づく収益把握を行ったものです。(計算式)

総合収益額= 売買損益+利息·配当金収入+未収収益増減(当期末未収収益-前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益-前期末評価損益)

- O 退職等年金給付組合積立金 組合が年金払い退職給付のため管理運用する積立金です。
- Ω デュレーション

債券運用において、利子及び元本を回収できるまでの期間を現在価値で加重平均したもので、債券投資の平均回収期間を表します。また、金利の変動に対する、債券価格の変化率を表す指標としても用いられます。これは修正デュレーションと呼ばれるもので、デュレーションを(1+最終利回り)で除して求めることができます。例えば、修正デュレーションが1の場合、金利が1%上昇すると価格は概ね1%下落することとなります。修正デュレーションが大きいということは、金利リスクが大きいことを示します。